て

平川教育長: それでは,第1号議案,平成30年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の 議案に対する意見につきまして,大内総務課長,説明をお願いいたします。

大内総務課長: それでは、第1号議案につきまして御説明申し上げます。

平成30年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案につきまして,地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により,知事から意見を求められておりますので,これに同意する旨の回答をすることにつきまして御提案申し上げるものでございます。

今回,議会に提案されます教育委員会関係の議案は,1枚目資料の中ほどにございます (1)から(5)までの5件でございます。資料に沿いまして順番に説明をいたします。まず1ページを御覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案についてでございます。この条例案は,平成30年広島県人事委員会勧告などを考慮し,職員の給料表を改定するなど,必要な改正を行うものでございます。

具体の内容についてでございますが、まず、平成30年度の改定につきましては、平成30年4月の公民格差に基づきまして、給料表の改定及び勤勉手当の支給月数の引上げを行うとともに、国の指定職に準じて特別職の期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。

また,宿日直手当につきまして,国の見直しに準じて支給限度額を引き上げるなど,諸 手当の改定を行うものでございます。

これらの適用期日は、平成30年4月1日となっております。

平成31年度以降の改定につきましては、まず通勤手当につきまして、職員の通勤実態や 通勤に要する費用負担の状況等を踏まえ、全額支給限度の引上げ及び自動車等の使用距離 区分ごとの額の引下げを行うとともに、新たに駐車料金を通勤手当として支給するように 見直しを行うものでございます。

また、期末手当につきまして、6月期と12月期の支給割合が均等となるように配分を見 直すものでございます。

これらの施行期日は、平成31年4月1日となっております。

なお,市町立学校に勤務する県費負担教職員につきましても,先ほど御説明いたしました県職員と同様に,平成30年4月の公民格差に基づきまして,給料表の改定を行うため,市町立学校職員の給与,勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案が提案されております。

続きまして、2ページをお願いいたします。補正予算の概要でございます。

初めに,一般会計の補正予算について御説明いたします。

資料の下方,点線の囲み枠内の「要求内容」を御覧ください。まず,「県立学校施設(中学校)空調設備整備事業」でございますが,この事業は,国において全国の公立小・中学校へ空調設備を設置できるよう支援するという方針の下,第一次補正予算において創設された臨時特例交付金を活用いたしまして,県立中学校の普通教室の空調設備を整備するために必要な経費を計上するもので,補正額は1,800万円余でございます。

次に、給与改定に伴う補正でございますが、これは平成30年4月の公民格差に基づく給 与改定に伴う補正を実施するもので、補正額は5億6,700万円余でございます。

この補正事業の財源について御説明いたしますが、「ア 歳入」の表を御覧ください。 国庫支出金を1億1,700万円余活用し、県債を1,200万円余充てさせていただくこととしております。

以上の補正提案によりまして,「教育委員会計」の欄にございますとおり,教育委員会 所管の歳入予算は1億2,900万円余の増となり,補正後の歳入総額は494億6,500万円余と なります。また、歳出予算につきましては、「イ 歳出」の表の「教育委員会計」の欄に記載しておりますとおり、5 億8,500万円余の増となり、補正後の歳出総額は1,728億400万円余となります。

次に、特別会計の補正予算について御説明をいたします。

資料の3ページをお願いいたします。点線の囲み枠内の「要求内容」を御覧ください。 大学等進学時に係る経済的負担軽減のための給付として,大学等進学奨学金を1億4,900 万円余,補正させていただきたいと考えております。

この奨学金は,経済的理由により大学等への進学が困難な高校生等の負担を軽減し,進学を支援するために,本年度新たに創設したものでございます。

この度募集を行ったところ,定員を上回る応募がございました。申請者はいずれも厳しい経済状況であり,貸与型の奨学金を借り入れてでも進学を目指そうとしている生徒であることから,要件を満たす全ての申請者に対し給付を行うため,増額を行うものでございます。

財源につきましては、「ア 歳入」の表にございますとおり、前年度繰越金を活用することとしており、補正後の歳入総額は「教育委員会計」の欄にございますとおり、5億6、400万円となります。歳出予算につきましても、「イ 歳出」の表の「教育委員会計」の欄にございますとおり、歳入と同じく5億6、400万円となります。

続きまして、4ページをお願いいたします。工事請負契約の締結,工事概要説明書をこのページに掲げておりますけれども、広島叡智学園中学校・高等学校についてでございます。この中学校・高等学校に関しましては、来年4月の開校に向けて、現在、カリキュラム開発、生徒募集、教員採用育成、施設整備などの諸準備を順調に進めているところでございます。

それらのうち施設整備につきましては、現在、第1期工事において教室棟、管理棟、食 堂棟、寮の一部など、開校初年度に最低限必要となる施設を先行的に整備しているところ でございます。

この度第2期工事に関しまして、新築工事請負の仮契約を締結したところでございます。 本契約の締結については、予定価格が5億円以上でございますので、議会の議決が必要と なります。

請負金額は21億3,840万円で、工期は議決日の翌日から平成32年1月31日までの約13か月となっております。

また,本工事の概要でございますが,教室棟の残りの部分と,図書メディア棟,特別教室棟,体育館棟,寮の一部などの新築工事を実施することとしております。

工事の内容につきましては、知事部局と教育委員会の間で調整が整ったものであり、所 定の手続を経て、この度請負業者を決定するものでございます。

続きまして、118ページを御覧ください。権利の放棄についてでございます。

この議案は、高等学校授業料に係る債権で、消滅時効の完成等により、今後徴収の見込みのない権利を放棄することとして、議会の議決を求めるものでございます。

今回,権利放棄することとなる債権の年度と金額につきましては,121ページの表の一番最後にお示ししているとおりで,これは債務者が1名で,平成11年度分と平成12年度分,合わせまして総額12万4,653円となっております。

これまで債務者宅への訪問や債権差押命令の申立てなどの法的措置等を行い,債権の一部は回収できておりますが,長期にわたる所在不明等により,回収努力を行っても回収できない状況が続き,時効期間が経過したものでございます。

以上が今回提案されます教育委員会関係の議案でございます。

教育委員会の関係課が確認し、内容に問題がないことから、同意することが適当である と考えております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員: 最後に御説明いただいた高等学校授業料,11年度と12年度についての放棄ということで ございますが,これを放棄することが県民全体にとって公平性に欠けるということではな いということですよね。

大内総務課長: 納入されていらっしゃる方との比較でのことだろうと思うのですけれども,消滅時効の 援用,これは自治法上の債権ということで,時効の利益を受けるのも,債務者の権利でご ざいますけど,回収に向けての努力は十分にしておりますので,これを放棄することで, 特段,そこについては心配がないと考えております。 細川委員: 確かに私たち民間企業でもこういう債権を放棄するということはないことはありません。 しかし厳格に規定されていて、税理士も放棄を簡単には認めてくれないのですよね。そんな中で、回収の努力をされたということは理解をいたしますが、やはり一種の税金でしょうから、私たちとしてみたら回収をしていただきたかったなというところが本音でございます。

大内総務課長: かなり古い債権でございまして,当初は結構やりとりがあったのですけれども,ある一定時期から所在不明になりまして,ありとあらゆる手を尽くして所在を確認しようとしたのですが,平成19年の11月に,1万円余を回収した以降は,家庭訪問とかをしても,どうにも所在がつかめないという状況がずっと続いておりまして,それで10年間の消滅時効となった形でございます。

細川委員: 回収の努力をしていただいたということは理解いたしました。

中 村 委 員: 細かいのですけど,職員の給与に関する条例の改正の件ですけれど,期末手当,6月期と12月期,均等になるように配分を変えるということですが,これはどういう意味があるのでしょうか。

大内総務課長: 国においても,広島県においても,現行は差があるのですけれども,あえて差を設ける 必要があるのかと。今回,国も均等にするということなので,それに準じたということで ございます。

中村委員: 総額は変わらないけれども,12月の方が多かったりするのを均等にするということですか。

大内総務課長: おっしゃるとおりです。

中村委員: 皆さんはそれを望んでいるのですか。

大内総務課長: 望んでいるというか、人事院、それから人事委員会が、そうした方がより妥当性が高いだろうということで勧告がありまして、任命権者としてもそれが妥当であろうという判断をしたところです。

中 村 委 員: 何となく12月の方を多くするのが一般的のような気がしましたが。

平川教育長: あまりありませんが、年度途中での退職とかということもあるかもしれませんので。

中 村 委 員: なるほど。

志々田委員: 大学等進学奨学金,良い制度だと思います。受験料とか入学金という,最初に納めなければいけない,まとまったお金がないがために,大学進学を諦める子たちが多いというのをよく聞くので,こういう形で最初にお金をもらえるというのは本当に励みになるだろうと思うのですが,60万円で足りるのかどうかというのがちょっと不安なのです。この60万円の妥当性がどこにあるのかなと。どのような計算の仕方をして60万円なのだろうかなと思いまして,質問します。

志々田委員: もちろん一番安いのは国公立なのだろうと思うのですが、日本の場合、国公立大学よりも私学が多かったりするのです。また、経済的な要因と、学力の問題が、どうしてもつながっているので、私立の学校にしか進学できない子たちというのもいて、その子たちにも道を開いてあげたいなと思ったときに、60万円というのは多分足りない金額になるのかなと思うのです。なので、全員一律が平等なのか、かかった費用分だけ補填するのが正しいのか、よく分からないのですけれど、予算との兼ね合いもあると思うので、この60万円が本当に妥当なのかどうか、今後数年、渡した学生さんたちにも聞いて、本当に今の金額がいいのかということを検討していただければなと思うのですけれど、上げていくということは可能なのかどうかも教えていただきたいです。

ですから、来年度以降は、もし何がしかの対象とするのであれば、少し形を変えて、どういう支援をすれば一番子供たちに役に立つのかというのを、国の動向を見ながら検討していきたいと思っています。

志々田委員: 財源がどこから出るのかというのが難しい議論になっていると思うのですけれど,いち早くこういう形で広島県がスタートさせているというのは,他の県に誇れることだと思うので,とても良いことだと思います。

平川教育長: そのほかに御意見,御質問ございますでしょうか。

(なし)

平川教育長: 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は, 挙手願います。

(全員挙手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。

よって,本案は,原案どおり可決されました。